

高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国から事業主に支給される特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）に加え、高知市が高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、市内企業へ積極的な就職氷河期世代（1990年代から2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代をいう。）の雇用を促し、雇用機会の創出及び人材定着を図るとともに、市域産業の発展と振興に資することを目的とし、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース） 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第109条及び第110条の規定により国から支給される特定求職者雇用開発助成金のうち、中小企業事業主に対して支給される就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金をいう。
- (2) 中小企業事業主 雇用保険法施行規則第102条の3第1項第2号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。

(対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業事業主とする。

- (1) 本市に事業所を有すること。
- (2) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定を令和5年4月1日以後に受けていること。
- (3) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）において、申請書事業所主の企業規模の区分が中小企業であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 本市の市税の納税義務者である場合にあっては、それを滞納しているとき。

(対象労働者)

第4条 助成金の交付の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす労働者とする。

- (1) 前条第1項第2号の支給決定の対象となった労働者であること。
- (2) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定を受けた日において、対象事業者の事業所（市内事業所に限る。）に勤務する者であつて、かつ、今後も継続して対象事業者の事業所に勤務する予定のものであること。
- (3) 市への申請時において、市内に住所を有する者であること。

(助成金額及び助成限度回数)

第5条 助成金額は、予算の範囲内において、対象労働者の数に6万円を乗じて得た額とする。ただし、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の額に助成金の額を加えた額が、対象事業者が雇用期間に対象労働者に対して支払う賃金の総額を超えるときは、当該賃金の総額から特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の額を減じて得た額とする。

2 助成金の交付は、対象労働者1名につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、令和7年3月10日までに高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付申請兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定及び助成金額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付決定兼助成金額支払通知書（様式第2号）により当該申請をした対象事業者に通知するとともに助成金を交付するものとし、適当でないときとは所定の高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付却下通知書により当該申請をした対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた対象事業者（以下「助成事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定及び助成金額の確定はなかつたものとみなす。

（助成金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定が取り消され、又は変更されたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第7条第1項に規定する交付決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市就職氷河期世代雇用促進助成金交付決定取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の交付決定を受けた事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（調査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第12条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行し、この要綱による改正後の要綱の規定は、令和5年5月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 (職・氏名)

高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付申請兼請求書

高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金の交付を受けたいので、高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、裏面の誓約事項について誓約するとともに、裏面の同意事項について同意します。

なお、助成金の交付決定を受けた場合は、交付決定を受けた当該助成金について請求します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 助成金交付申請額の内訳

人数 (A)	単価 (B)	申請額 (C = A × B)
人	6万円	万円

3 対象労働者について

1	住所	
	氏名	
2	住所	
	氏名	

4 添付書類

- (1) 国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定通知書の写し
- (2) 国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」申請時に提出した貸金台帳の写し
- (3) 対象事業者の市税等納税証明書（官公庁提出用）（高知市の市税の納税義務者である場合に限る。）
- (4) 対象労働者の住所が確認できるもの（住民票、運転免許証の写し等）
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(裏面)

5 助成金の振込先

口座名義	フリガナ												
	記号					番号							
ゆうちょ銀行・郵便局	1			0	-								1
銀行 その他の金融機関	銀行・信金 労金・()					口座番号 (右詰め)							
	支店 出張所					<input type="checkbox"/> 普通							
					<input type="checkbox"/> 当座								

誓約同意事項

- 1 申請兼請求書及び添付書類等の内容が虚偽でないこと。
- 2 高知市から、申請書類の内容に関して調査や報告、関係書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じること。
- 3 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 高知市税を滞納していないこと。
- 5 過去に同一の対象労働者に対する本助成金の交付を受けていないこと。
- 6 不正の手段により助成金の交付を受けていたことが判明した場合には、助成金の返還に応じること。

様

高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付決定兼助成金額支払通知書

年 月 日付で交付申請のありました高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金については、下記のとおり交付することに決定し、助成金額を確定しました。

つきましては、ご指定の金融機関預貯金口座に支払いますので、高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (2) この指令に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この助成金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。